

日本におけるろう者、手話の歴史

日本におけるろう者、手話の歴史

平成27・7・6 帯広市

公益社団法人北海道ろうあ連盟
副理事長 佐藤 英治

全国の手話条例制定自治体

- ・鳥取県、石狩市、新得町、松阪市、嬉野市、鹿追町、加東市、萩市、篠山市、神奈川県、群馬県、大和郡山市、郡山市、名寄市、神戸市、明石市、三木市、城陽市。

(18自治体)

検討中の自治体(19自治体)

- ・ 北海道、札幌市、旭川市、帯広市、室蘭市、登別市、さいたま市、富士見市、三芳町、習志野市、山梨県、長野県、浜松市、伊勢市、東近江市、大東市、和歌山市、徳島県、日向市、

手話言語法制定を国に求める意見書

- ・ 全国の自治体で99.2%採択(残り未採択は14議会)
- ・ 北海道は99.4%採択(未採択自治体は、陸別町)
- ・ 6月30日現在。

明治維新以前

- ろう者の集団はなかった。
- 集団がなければ手話も生まれない。
- NHKテレビ「花燃える」吉田松陰の弟、杉敏三郎に見る「手話」

明治時代

- 1878(明治11年)ろう教育のはじまり
京都盲啞院設立(盲生17人、聾啞生31人)
我が国における最初のろう集団。

当時は「手勢」と呼ばれていた。

口話教育

- ろう者は、昔から手話を使っていた。
- しかし、我が国では、これまで手話を言語として認めず、そのため、ろう学校では口話教育が長い間続けられてきた。
- 手話を「手真似」と長い間呼んできた。
- 相手の口を読み取り、発声の訓練をおこなうものですが、成功した例がない。
- 口話教育が取り入られた理由は、聞こえる人達にあわせた生き方をろう者に強制するものでした。

身振りと手話の区別

- 身振り= ろう者、健聴者を問わず一般に広く表現され、理解され、使われるコミュニケーション。
- 手話=音声言語である日本語と同等の言語。国連権利条約、2011年障害者基本法によって「言語」として認められた。
- 身振りと手話の区別は=語彙にある。

身振りの場合と手話の場合

- ・ 身振りの場合
頭を下げる=うなづく=肯定
首を左右に振る=否定
ハンドルを握る=自動車
ご飯をかきこむ=食事
(単語の意味を区別できるだけの語数をもたない)
- ・ 手話の場合
タクシー・トラックの区別ができる。
(単語の意味を区別できるだけの語数がある)

「手話の採録」

- ・ 1969年(昭和44年)第1巻発行
- ・ 1986年(昭和61年)第10巻発行
- ・ その後、第1～第4の改訂版を発行
- ・ 1989年(平成元年)～2001年新しい手話を発行
- ・ 1997年(平成9年)「日本語-手話辞典」を発行

手話言語法、手話条例とは

- 2011年障害者基本法の改正により、「手話は言語である」ことが明記されました。しかし、手話で生活するために必要な考え方を整備することが必要になっています。これが、手話言語法、手話条例です。
- 手話の認知は、ろう者も社会の一員であり、共生社会への認知の第一歩。
- 手話を否定し、ろう者の言語の使用を制限してきた差別との歴史は、聞こえないために、様々な制限を受けた二重の差別からの解消をめざします。

行政の役割と関与のありかた

- 条例をつくり、まずは手話の理解と手話で生活できる環境整備を。
- 石狩市・新得町の取組の事例(別紙・リーフレットを参照)